

道路清掃（大型機械）業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という）が管理する道路の汚染の防止、街の美観の保持及び交通障害の除去など生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために、委託者が委託する道路清掃業務（以下「作業」という）の詳細について定めるほか、業務の円滑な運営に期するため受託者が遵守しなければならない事項を定めるものである。

1. 件名 道路清掃（大型機械）業務委託

2. 委託期間 令和8年6月1日～令和9年3月23日

3. 委託場所 市川市内各所（全域）

次の各号に掲げる場所とする。（具体的な場所は、「別紙 1-1, 1-2 参照」）

- (1) 委託者が管理する市内の幹線道路であって、歩車道の区別があり、委託者が機械路面清掃を必要と認めた場所
- (2) 災害時の緊急活動路線として必要と認めた場所

4. 委託内容

97路線、毎月各コース（6コース）を1回、延長163.8kmとする（委託期間内10回）。
なお、定期清掃以外の臨時清掃は、委託者の指示とする。

(1) 作業の内容

受託者は、次に掲げる方法により作業を行うものとする。

- ① 市道 0109 号の一部区間（路線 No. 49-2 市川市幸 1 丁目 1 番地先）については、土砂及び粉塵等が多いため、細心の注意を払い収集に努めること。
- ② 路面清掃車により道路の路側部及び中央分離帯側の路側部の清掃を行うものとする。
路面清掃車により清掃できない大型ごみ等の収集、駐車車両の側面部及び歩道清掃は、路面清掃車に先行して作業員により行い、収集したごみはトラックに積み込むものとする。なお、ガラス破片や釘等の危険物は、細心の注意を払い収集に努めること。
- ③ 作業予定数量は、延長 1, 6 3 8. 0 km、精算単位は 0. 1 km とする（単価契約）。
- ④ 出来高数量は作業ごとに 0. 0 1 km で計上して、出来高集計表にて月ごとに合算して、単位を 0. 1 km とするため、小数点第 2 位の切り捨てを行って請求するものとする。

(2) 作業によって収集・運搬する廃棄物等の種類及び数量

① 廃棄物等の種類

- ア 一般廃棄物……清掃車に先行し作業員により回収された一般廃棄物
- イ 土 砂……清掃車及び作業員により収集した土砂（金属・ガラス片などの微細物混在）

② 廃棄物等の数量（過去の実績からの想定数量）

- ア 一般廃棄物 約 6 トン
- イ 土 砂 約 4 0 トン

(3) 作業により収集した廃棄物の処理先

- ① 一般廃棄物 分別のうえ、クリーンセンターに運搬し「ごみ処理依頼書（公用）」にて処理
- ② 土 砂 委託者が指定した置場に仮置きする。

(4) 収集・運搬の方法

- ① 収集・運搬にあたっては飛散流出しないようにすること。
- ② 収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ④ 運搬車及び運搬容器は、廃棄物の飛散、流出並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

(5) 作業の条件

① 仮置場

- ア 委託者が所有している置場、又は委託者が許可した置場であること。
- イ 大気汚染防止法、その他関係法令に基づき管理すること。
- ウ 土壌汚染等を防止するため、適正な処置を講じていること。

② 作業現場の管理

- ア 受託者は、労働安全衛生規則、建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、その他関係法令に基づいて、常に作業現場の安全対策に留意し、事故の未然防止に努めなければならない。
- イ 受託者は、隣接で第三者が施行する作業又は同一の場所で第三者が施行する別の作業がある場合には、常に相互に協調するものとする。
- ウ 受託者は、作業に伴って発生する残材、残土等については、法その他関係法令に照らして適正に処分しなければならない。
- エ 受託者は、作業現場において、万が一事故が発生したときは、直ちに委託者、所轄警察署その他関係機関に連絡するとともに適切な処置を施し、第三者への安全確保に努めなければならない。

③ 安全管理

- ア 受託者は、運行開始前に必ず作業車両の各部の点検を行うものとする。
- イ 受託者は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視及びアルコール検知器等を用いて確認及び記録し、提出するものとする。
- ウ 受託者は、作業現場において一般通行人の見やすい場所に作業の表示板を設置するものとする。この場合において、道路管理者及び所轄警察署と事前に協議し、道路標識令、道路工事現場における表示施設等の設置基準に基づき必要な措置を講じるものとする。
- エ 受託者は、本作業に従事する者に対して、定期的に十分な労働安全衛生教育を実施するものとする。

オ 受託者は、熱中症対策として必要な措置を講じること。

④ 留意点

ア 受託者は、作業施行のために必要な関係官公署等に対する手続きは遅滞なく行わなければならない、これに要する経費は受託者の負担とする

イ 受託者は、関係する官公署その他の機関に対して、綿密に連絡及び協議を図りながら、作業を施行するものとする。

ウ 委託者と受託者それぞれは、この契約により生じた廃棄物等の収集・運搬業務に関して適正な処理を行うため、必要な情報を互いに提供するものとする。

エ 当該業務の履行にあたっては、法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

オ この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議して決定するものとする。

5. 作業実施期日及び時間、頻度

(1) 期日

受託者は、原則として次に掲げる休止日を除いて作業を行うものとする。ただし、休止日であっても、委託者が清掃を要すると認め受託者が承諾した場合、及び委託者がやむを得ないと認めた場合については、受託者は作業を実施することができる。

① 市川市の休日を守る条例（平成元年 条例第18号）に規定する市の休日

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

② 悪天候等により作業効率が望めないと委託者が認めた日

(1) 時間

受託者は、午前9時から午後5時までの間に作業を実施するものとする。なお、作業実施にあたっては道路使用許可条件を厳守するものとする。

(2) 頻度

作業路線一覧表及び作業路線図に示す箇所については、月に一度の清掃を行うものとする。その他の箇所については、状況を踏まえた上で委託者の判断、指示に基づき、清掃を行うものとする。

6. 提出書類

受託者は、次に掲げる書類をそれぞれ定める時期までに提出し、委託者の検収を受けるものとする。この場合において、提出書類に内容の変更が生じたときには直ちに変更届を提出するものとする。

(1) 業務着手時

業務計画書（業務内容、計画工程表(予定)、現場組織表、安全管理、作業方法、作業管理計画、緊急時の連絡体制、交通管理、環境対策、廃棄物等収集・運搬許可証の写し、作業現場環境の整備その他施行に必要な事項を記載した書類）。契約締結後10日以内。

(2) 業務期間中

① 作業の内容、従事した員数、時間を記載した作業日報及びそれらを取りまとめた月例報告

書、作業日報については、作業完了後10日以内、但し、令和9年3月分に関しては委託期間満了日までに提出すること。

作業日報を取りまとめた月例報告書は翌月の10日以内、但し、令和9年3月分に関しては委託期間満了日までに提出すること。

② 市川市工事検査要綱に基づき撮影した委託業務写真

作業完了後10日以内。

但し、令和9年3月分に関しては委託期間満了日までに提出すること。

※₁写真帳に作業ごとに整理し、随時点検できるように現場に備え付けるものとする。

※₂写真の説明は黒板等で不十分な場合には、アルバム等の見取図や説明等を添えるものとする。

※₃作業の施行状況及び作業完成後外部から明視又は判断できなくなる部分を確認できるように、作業量、寸法等を撮影するものとする。

③ 車両の走行距離、速度等を記録したタコグラフチャート紙等の写し

作業完了後10日以内

但し、令和9年3月分に関しては委託期間満了日までに提出すること。

(3) 業務完了時

完了届及び出来高調書、年間作業集計表を委託期間満了日までに提出すること。

7. 再委託の禁止

受託者は、委託者から委託された廃棄物等の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。

8. 契約の解除後の措置

受託者は、契約を解除された場合、解除された後もその廃棄物等に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを認識し、これを承知し、処分の残っている収集・運搬業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、産業廃棄物の収集・運搬の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

9. 添付資料

(1) 作業路線一覧表：別紙1-1

(2) 作業路線図：別紙1-2

(3) 完了届：別紙2

(4) 業務完了報告書（月支払分）：別紙3

| 路線番号 | 路線名 | 距離(km) | 路線番号 | 路線名 | 距離(km) |
|------|--------------------|--------|------|----------------------|--------|
| 1 | 大町(株)田中鉄工所前通り | 0.910 | 42-1 | 二俣新町通り | 5.680 |
| 2 | 大野町4市営霊園前通り | 0.630 | 42-2 | 二俣新町通り(中央帯) | 2.220 |
| 4 | 大野町3大柏郵便局前通り | 0.400 | 44 | コーナン北側道路 | 2.000 |
| 5 | 武蔵野線市川大野駅前通り | 1.550 | 45 | 二俣衛生処理場前通り | 0.800 |
| 6 | 大野町2東京ベイ大野支店前通り | 1.730 | 47 | 東洋合成工業西側道路 | 1.270 |
| 7 | 南大野小学校前通り | 1.760 | 48 | 高谷新町日本蒸留工業前通り | 2.300 |
| 8 | 南大野市川グリーンハイツ前通り | 1.300 | 49-1 | 幸中央公園横通り | 1.450 |
| 9 | 南大野市川グリーンハイツ裏通り | 0.700 | 49-2 | 幸中央公園横通り一部(0.84km×5) | 4.200 |
| 10 | 大野1ファミリーコーポ枝前通り | 1.230 | 50 | 本行徳行徳小学校横通り | 2.340 |
| 11 | 南大野小学校前通り | 1.100 | 51 | 塩焼行徳ハイム前通り | 1.240 |
| 12 | 市道3418号線 | 7.500 | 52 | 塩焼1丁目新浜通り | 0.700 |
| 13 | 本北方中山団地通り | 2.430 | 53 | 塩焼中央公園前通り | 1.280 |
| 14 | 本北方子の神中央公園前通り | 1.160 | 54 | 富浜ルネ新行徳マンション前通り | 0.850 |
| 15 | 本北方子の神商店街通り | 0.610 | 55 | 幸中央公園横通り | 2.010 |
| 16 | 本北方活魚乃ざき前通り | 0.600 | 56 | 西濃運輸前通り | 1.750 |
| 17 | 北方日新製鋼寮前通り | 0.620 | 57 | 未広ルネマンション横通り | 1.870 |
| 18 | 市川学園第一グラウンド前通り | 0.900 | 58 | 行徳支所前通り | 2.280 |
| 19 | 市川税務署前通り | 1.800 | 59 | 富浜3第二スカイハイツ前通り | 1.100 |
| 21 | 市川~昭和学院前通り | 5.050 | 60 | 塩焼3丁目新浜通り | 2.590 |
| 22 | 八方橋通り | 5.400 | 61 | 宝2丁目八幡前公園前通り | 0.630 |
| 23 | 市川1丁目真間駅前通り | 0.850 | 62 | 幸1丁目行徳ニューグラウンドハイツ前通り | 2.710 |
| 24 | 市川1丁目市川駅前通り | 0.760 | 63 | 日之出南浜公園前通り | 0.770 |
| 25 | ゆうゆうロード・市川駅南公民館前通り | 1.860 | 64 | 東西線行徳駅前通り | 3.760 |
| 26 | 市川南京葉ガス工場前通り | 1.580 | 65 | 行徳南部公園横通り | 2.350 |
| 27 | 南八幡勤労福祉センター分館前通り | 1.910 | 66-1 | 塩浜1丁目海岸通り | 2.660 |
| 28 | 南八幡本八幡南口駅前通り | 1.100 | 66-2 | 塩浜1丁目海岸通り(中央分離帯) | 1.350 |
| 29 | 南八幡市川保健センター前通り | 1.200 | 67 | 塩浜2丁目小松川鋼機前通り | 1.230 |
| 30 | 鬼高ニッケコルトンプラザ前通り | 2.220 | 68 | 塩浜2丁目京成トランジットバス前通り | 1.280 |
| 31 | ニッケコルトンプラザ北通り | 0.900 | 69 | 塩浜2丁目スポーツプラザ西側道路 | 0.500 |
| 32 | ニッケコルトンプラザ南通り | 0.800 | 70 | 塩浜2丁目アズマプレコート北側道路 | 0.930 |
| 33 | 市川簡易裁判所横通り | 1.460 | 71 | 塩浜3丁目トヨタカローラ前通り | 3.580 |
| 34 | 鬼高市川三菱カープラザ前通り | 0.850 | 72 | 塩浜3丁目北越資源センター横通り | 0.600 |
| 35 | 原木1丁目原木幼稚園前通り | 0.840 | 73-1 | 塩浜3丁目30m道路~工業団地 | 1.150 |
| 36 | ケーズデンキ北側通り | 0.580 | 73-2 | 塩浜3丁目30m道路(中央帯) | 0.700 |
| 37 | ウスイ金属北側道路 | 0.770 | 74-1 | 南行徳ダイエー前30m道路 | 4.890 |
| 38 | 田尻日本タバコ産業横通り | 0.450 | 74-2 | 南行徳ダイエー前30m道路(中央帯) | 4.890 |
| 39 | 田尻永谷マンション前通り | 0.600 | 75-1 | 県立行徳高校前通り | 0.750 |
| 40 | 高谷産業道路 | 1.040 | 75-2 | 塩浜中学校前通り | 0.400 |
| 41-1 | 市川二俣郵便局前通り | 1.980 | 76 | 公団ハイタウン塩浜周辺道路 | 2.310 |
| 41-2 | 市川二俣郵便局前通り(中央帯) | 0.550 | 77 | 行徳駅前公園前通り | 3.540 |
| | | | 78 | 福栄2丁目サニーハウス行徳南通り | 1.750 |
| | | | 79 | 東西線行徳駅以南側道 | 1.310 |

(40)

(42)

作業路線一覧表(大型機械)

| 路線番号 | 路線名 | 距離(km) |
|------|------------------|--------|
| 80 | 香取通り | 1.960 |
| 81 | 欠真間メゾン新浜マンション前通り | 1.960 |
| 82 | 南行徳公園北側道路 | 1.400 |
| 83 | 相之川～南行徳 | 3.150 |
| 84 | 新浜1丁目新浜通り | 3.380 |
| 85 | サンライフ南行徳前新浜通り | 0.820 |
| 86 | 妙典サティ-1番街南通り | 1.740 |
| 87 | ガーデナヴィル市川妙典前通り | 1.920 |
| 90 | 富浜1-8～妙典6-8 | 1.360 |
| 91 | 妙典サティ-1番街東通り | 0.700 |
| 92 | 妙典公園横通り | 0.500 |
| 93 | 妙典小学校横通り | 0.560 |
| 94 | グランドール妙典前通り | 0.350 |
| 95 | 妙典1-17～3-19 | 0.600 |
| 96 | 市道0131号 | 1.750 |
| | | |

距離総計 (km)
163.800

※各路線を月に一度ずつ清掃を行う。
163.80 (km) × 10 (か月) = 1,638 (km)

()は路線数 合計 97路線

作業路線一覧表(大型機械)

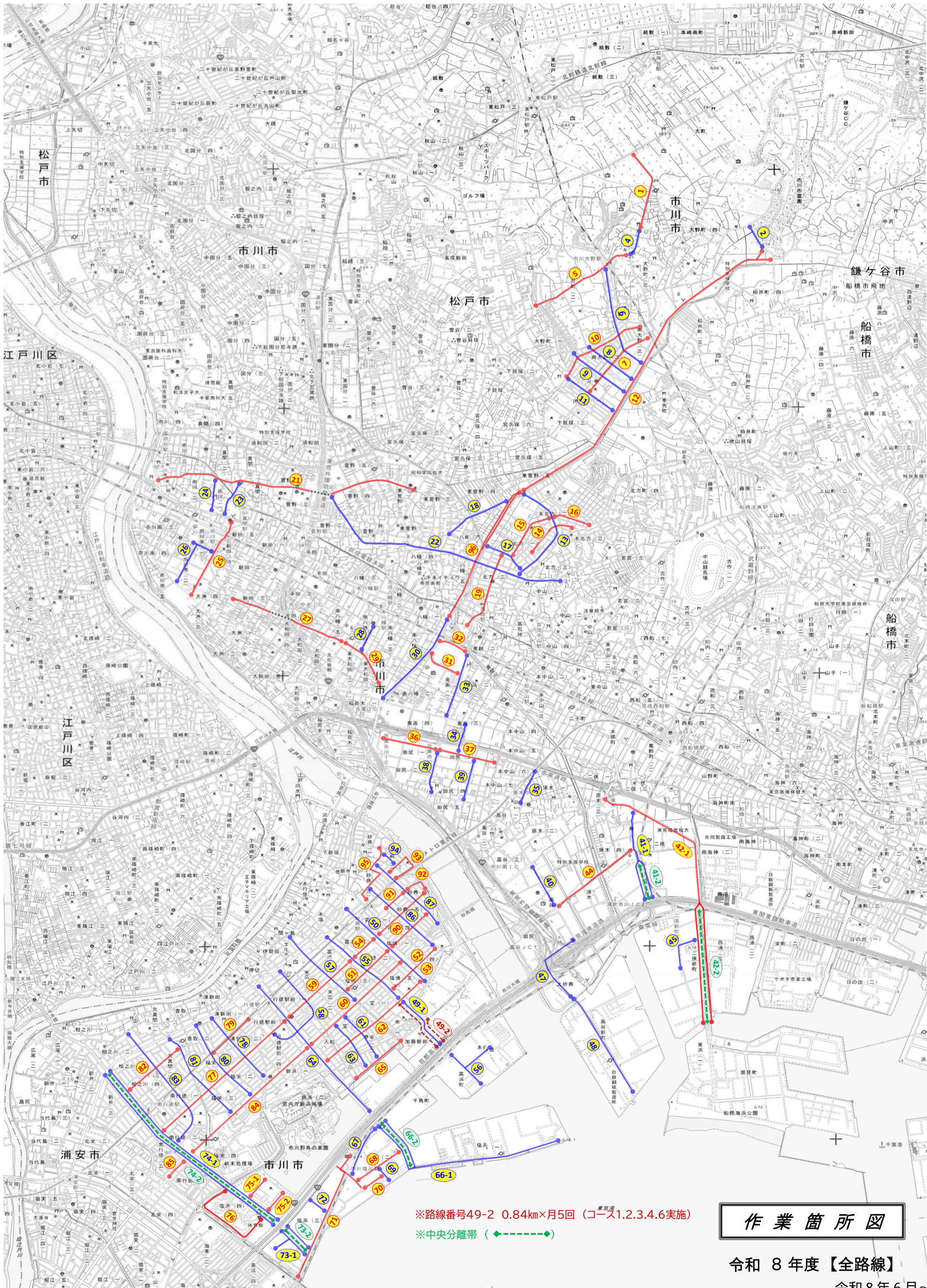
コース 1

| 路線番号 | 路線名 | 距離 (m) |
|------|-------------------|--------|
| 1 | 大町(株)田中鉄工所前通り | 910 |
| 2 | 大野町 4 市営霊園前通り | 630 |
| 4 | 大野町 3 大柏郵便局前通り | 400 |
| 5 | 武蔵野線市川大野駅前通り | 1,550 |
| 6 | 大野町 2 東京ベイ大野支店前通り | 1,730 |
| 7 | 南大野小学校前通り | 1,760 |
| 8 | 南大野市川グリーンハイツ前通り | 1,300 |
| 9 | 南大野市川グリーンハイツ裏通り | 700 |
| 10 | 大野 1 ファミリーコーポ枝前通り | 1,230 |
| 11 | 南大野大野小学校横通り | 1,100 |
| 12 | 市道 3 4 1 8 号 | 7,500 |
| 13 | 本北方中山団地通り | 2,430 |
| 14 | 本北方子の神中央公園前通り | 1,160 |
| 15 | 本北方子の神商店街通り | 610 |
| 16 | 本北方活魚乃ざき前通り | 600 |
| 17 | 北方日新製鋼寮前通り | 620 |
| 18 | 市川学園第一グラウンド前通り | 900 |
| 49-2 | 幸中央公園横通り一部 | 840 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | 25,970 |

作業路線一覧表(大型機械)

コース 6

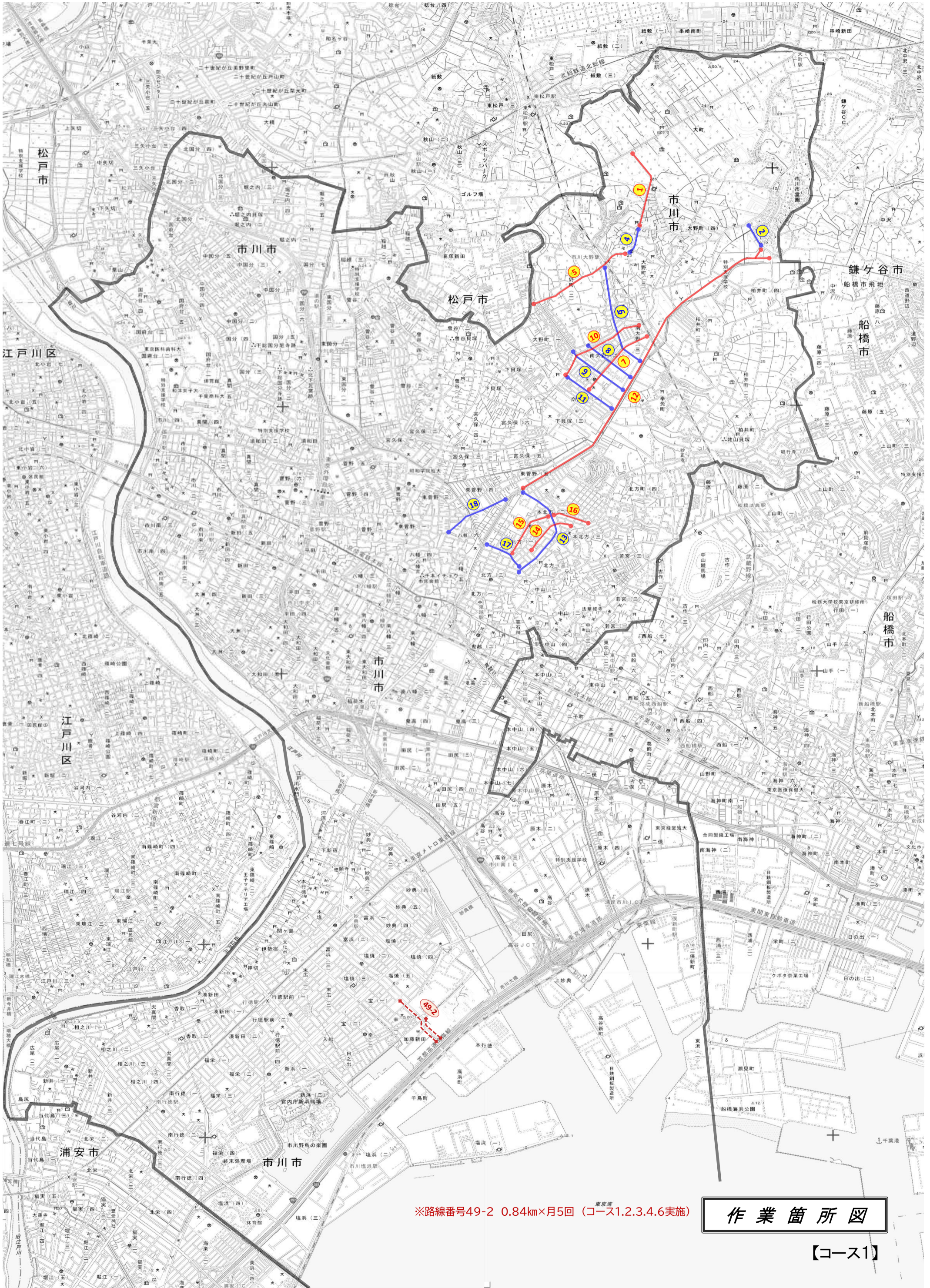
| 路線番号 | 路線名 | 距離 (m) |
|------|----------------------|--------|
| 50 | 本行徳行徳小学校横通り | 2,340 |
| 51 | 塩焼行徳ハイム前通り | 1,240 |
| 52 | 塩焼 1 丁目新浜通り | 700 |
| 53 | 塩焼中央公園前通り | 1,280 |
| 54 | 富浜ルネ新行徳マンション前通り | 850 |
| 55 | 幸中央公園横通り | 2,010 |
| 56 | 西濃運輸前通り | 1,750 |
| 65 | 行徳南部公園横通り | 2,350 |
| 78 | 福栄 2 丁目サニーハウス行徳南通り | 1,750 |
| 79 | 東西線行徳駅以南側道 | 1,310 |
| 80 | 香取通り | 1,960 |
| 81 | 欠真間メゾン新浜マンション前通り | 1,960 |
| 86 | 妙典サティ- 1 番街南通り | 1,740 |
| 87 | ガーデナヴィル市川妙典前通り | 1,920 |
| 90 | 富浜 1 - 8 ~ 妙典 6 - 8 | 1,360 |
| 91 | 妙典サティ- 1 番街東通り | 700 |
| 92 | 妙典公園横通り | 500 |
| 93 | 妙典小学校横通り | 560 |
| 94 | グランドール妙典前通り | 350 |
| 95 | 妙典 1 - 1 7 ~ 3 - 1 9 | 600 |
| 49-2 | 幸中央公園横通り一部 | 840 |
| | | 28,070 |



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)
※中央分離帯 (◆-----◆)

作業箇所図

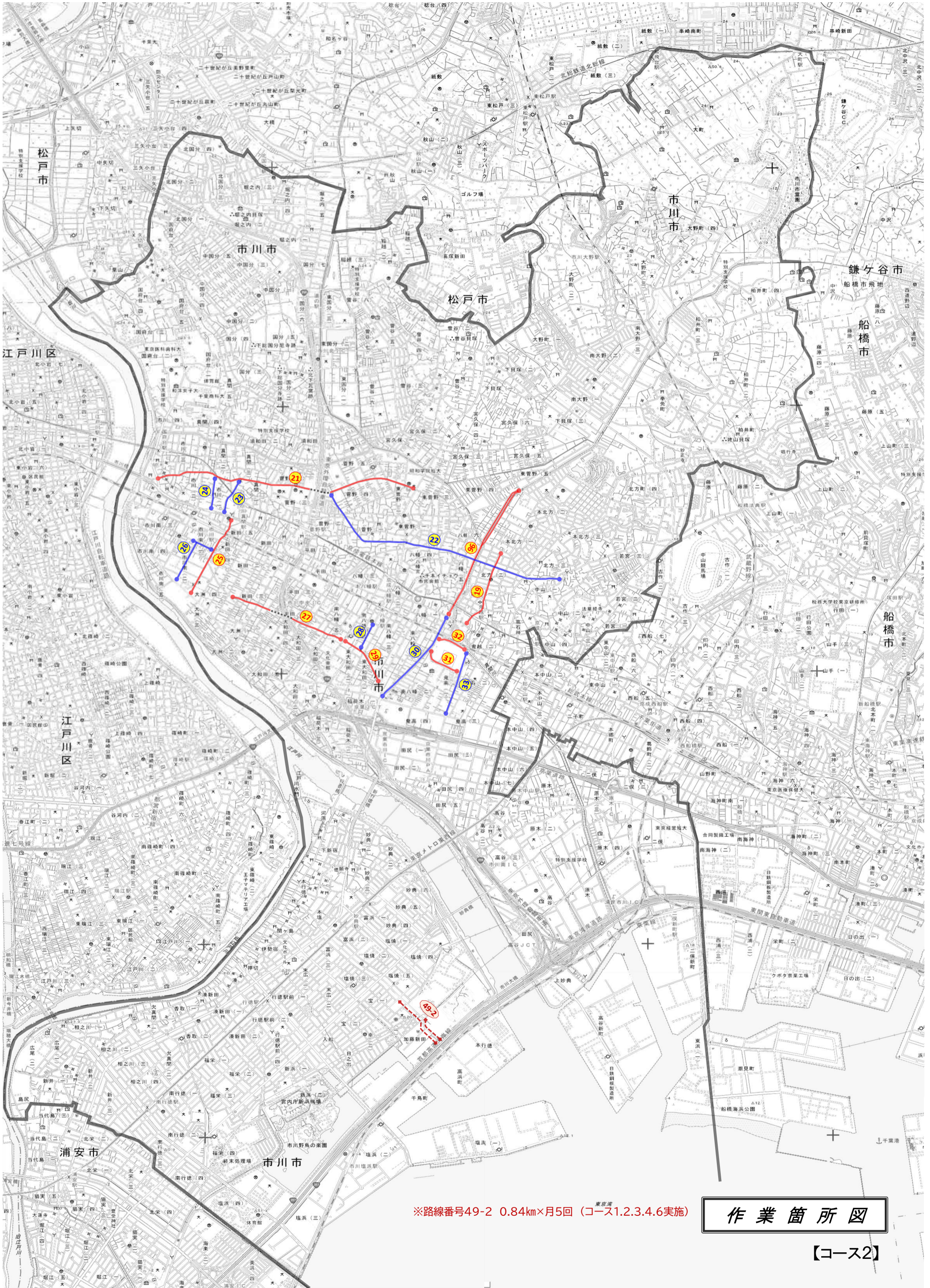
令和8年度【全路線】
令和8年6月~



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)

作業箇所図

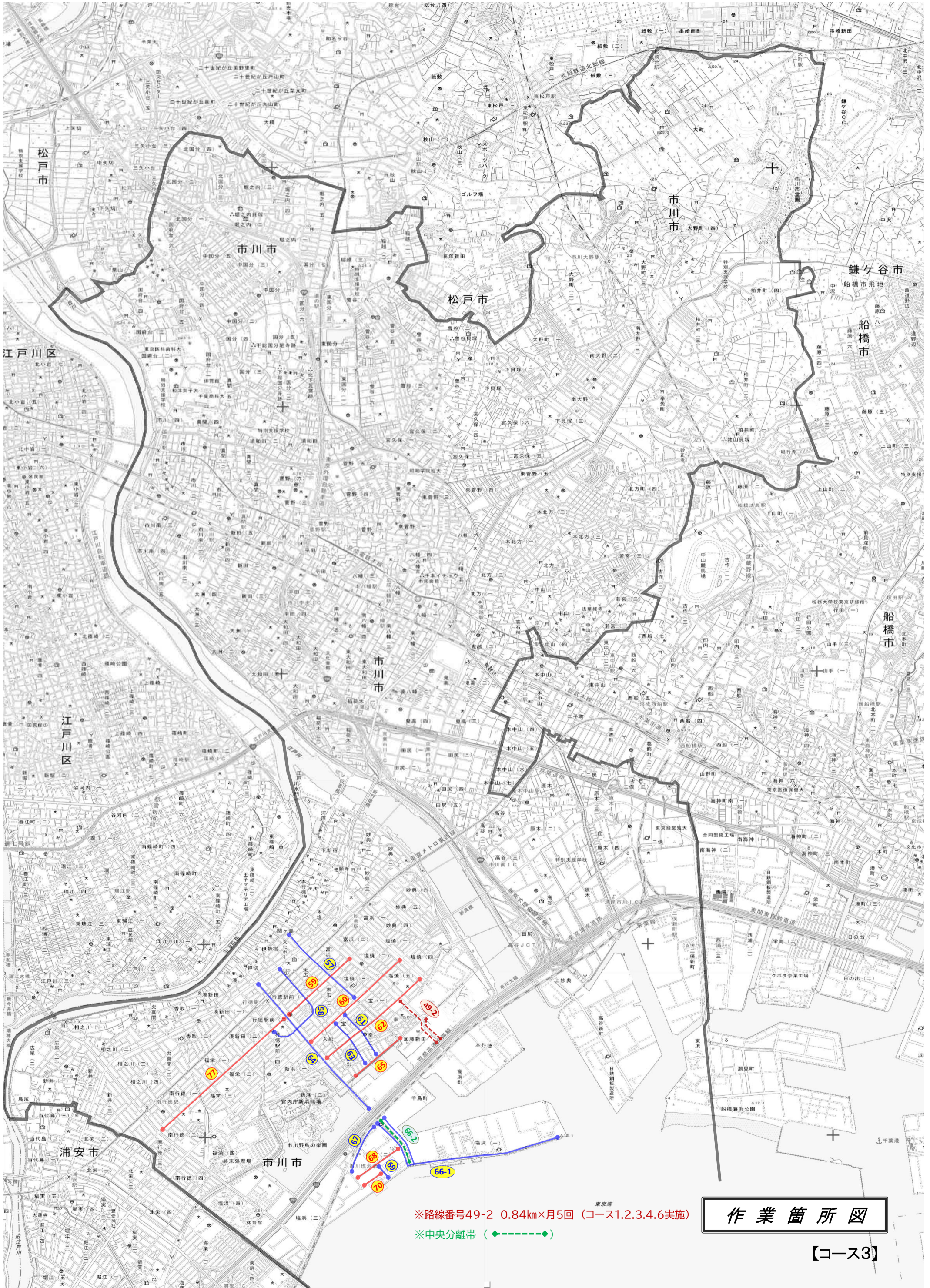
【コース1】



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)

作業箇所図

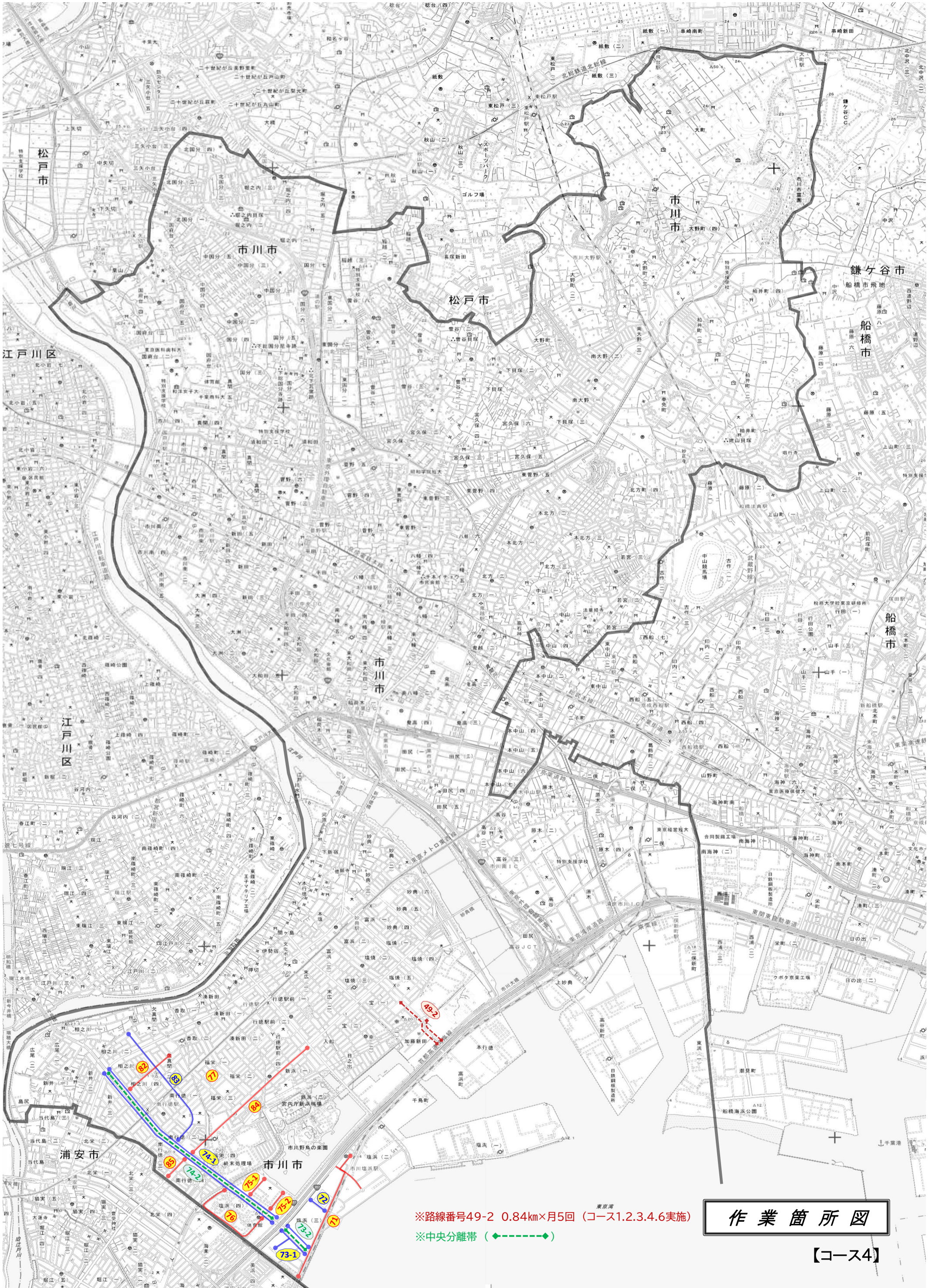
【コース2】



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)
 ※中央分離帯 (◆-----◆)

作業箇所図

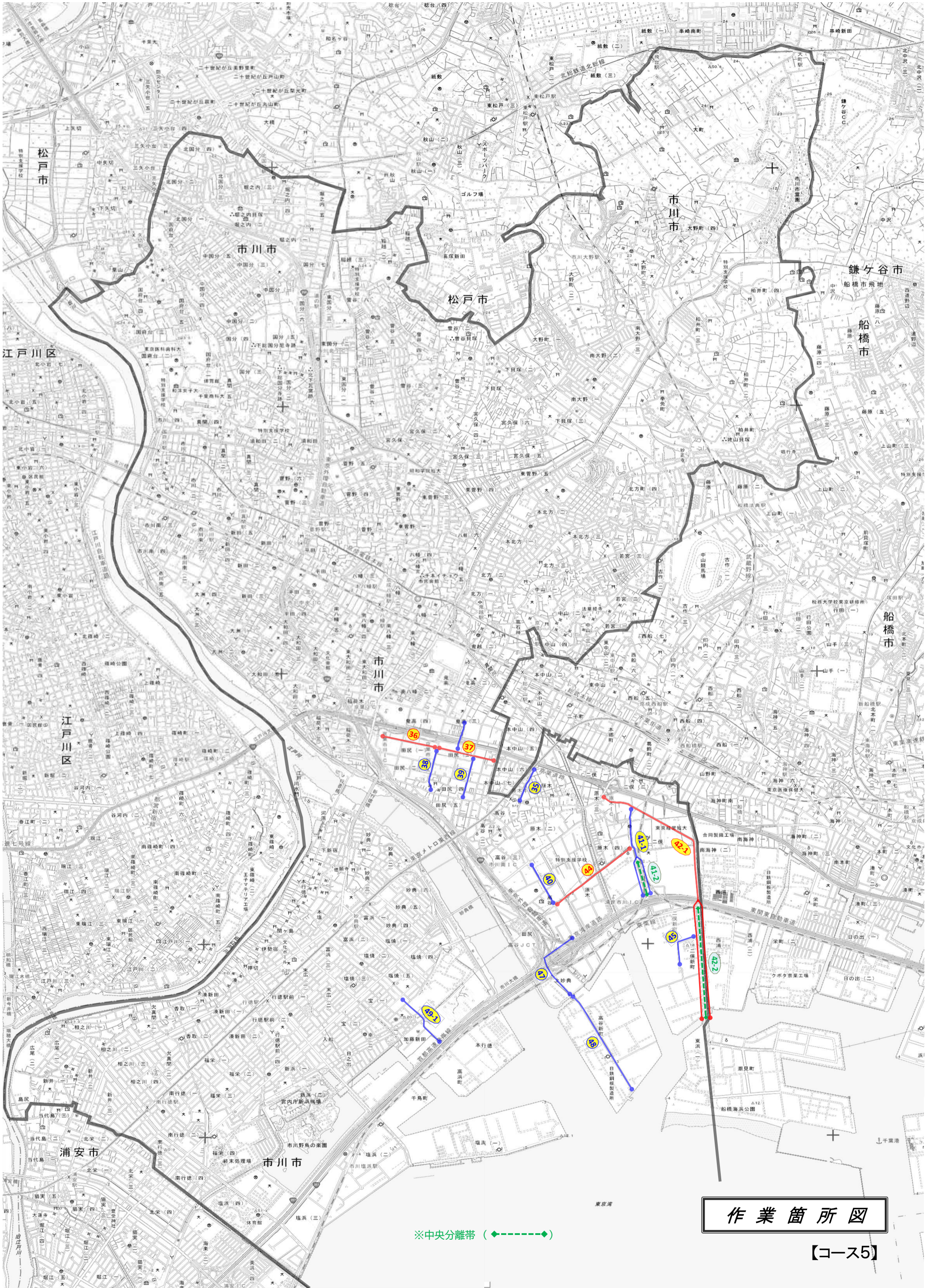
【コース3】



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)
 ※中央分離帯 (◆-----◆)

作業箇所図

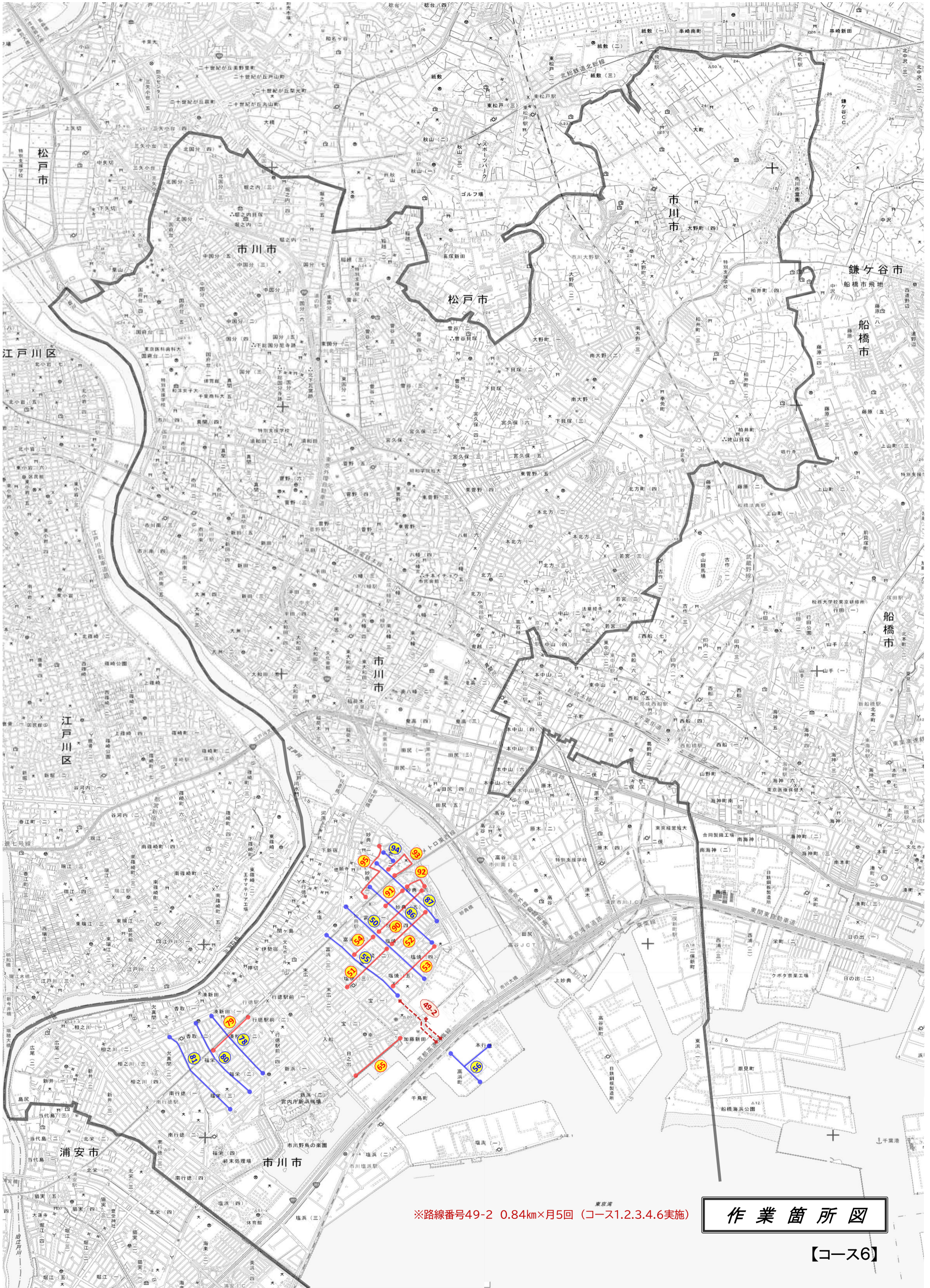
【コース4】



作業箇所図

※中央分離帯 (◆-----◆)

【コース5】



※路線番号49-2 0.84km×月5回 (コース1.2.3.4.6実施)

作業箇所図

【コース6】

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住 所

氏 名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 委託金額 _____ 金 _____ 円
(単価契約の場合は、総額を記入してください)

5. 委託期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

6. 完了年月日 令和 年 月 日

業務完了報告書（月支払分）

令和 年 月 日

市川市長様

住所

氏名

印

下記の通り業務が完了したので、報告をします。

1. 委託事務（事業名） _____

2. 施行（納入）場所 _____

3. 契約年月日 令和 年 月 日

4. 支払期委託金額 金 _____ 円

5. 支払期業務期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

6. 支払期業務期間に
おける完了年月日 令和 年 月 日

7. 作業報告 別紙、作業報告書のとおり